

工事实績情報サービス（CORINS）への登録について

野々市市では、配置予定技術者の専任等を的確に確認し、適正な施工体制の確保を図るため、市が発注する工事については、工事实績情報システム（コリンズ）への登録を義務化していますが、同システムのデータベースの充実をより一層高め、適切な入札・契約の促進を図るために、平成29年4月1日から登録の義務付け対象となる金額を改定しましたので、お知らせします。

1 登録義務対象工事

平成29年4月1日以降に野々市市が入札公告又は指名競争入札（見積徴収）通知を行う請負代金額が**500万円以上の建設工事**
（変更契約により請負代金額が500万円以上となった場合も含みます。）

2 登録義務者

登録義務対象工事の受注者

3 登録を行う時期

- （1）受注時 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請
- （2）変更時 変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請
- （3）完成時 工事完成後10日以内に登録申請
- （4）訂正時 速やかに登録申請

4 登録方法及び登録に伴う費用

コリンズに関する登録方法及び費用等の詳細については、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のホームページをご覧ください。

【HPアドレス】 <http://www.jacic.or.jp/jacic-hp/index.php>

5 その他

登録に要する費用については、設計価格の積算において“**現場管理費**”に含まれています。